

第 4 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和5年12月14日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和5年12月14日（木曜日）

午前9時58分開議

午前11時25分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第5号 令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)

議案第12号 財産の取得について

議案第31号 指定管理者の指定について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

議案第48号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第51号 令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

議案第52号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

議案第53号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和2年7月豪雨被災事業者の再建状況等に係る調査結果について

②阿蘇車帰風力発電所の事業廃止について

出席委員(8人)

委員長 吉田孝平

副委員長 池永幸生

委員 吉永和世

委員 池田和貴

委員 内野幸喜

委員 前田憲秀

委員 岩田智子

委員 住永栄一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原雅之

政策審議監 上田哲也

環境局長 坂野定則

県民生活局長 永江昌二

環境政策課長 枝國智子

水俣病保健課長 入田秀喜

水俣病審査課長 佐藤豊

環境立県推進課長 吉澤和宏

環境保全課長 村岡俊彦

自然保護課長 蓑田公彦

首席審議員

兼循環社会推進課長 鈴木和幸

くらしの安全推進課長 東田智裕

消費生活課長 三角登志美

男女参画・協働推進課長 板橋麻里

人権同和政策課長 早田吉秀

商工労働部

部長 三輪孝之

総括審議員

兼産業振興局長 内藤美恵

政策審議監

兼商工雇用創生局長 清田克弘

商工政策課長 池永淳一

商工振興金融課長 田浦貴久

労働雇用創生課長 時田一弘

産業支援課長 辻井翔太

エネルギー政策課長 岡山公明

企業立地課長 元田啓介

観光戦略部

部長 原山明博

政策審議監 脇俊也

観光国際政策課長 櫛本麻理

観光企画課長 川寄典靖

観光振興課長 石井利幸  
販路拡大ビジネス課長 宮崎公一  
企業局

局長 竹田尚史  
総務経営課長 馬場幸一  
工務課長 伊藤健二  
労働委員会事務局

局長 吉野昇治  
審査調整課長 守屋芳裕

事務局職員出席者

議事課課長補佐 榎原俊郎  
政務調査課主幹 村山智彦

午前9時58分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから第4回経済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 おはようございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前に、11月の管外視察につきまして、執行部を代表してお礼を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、半導体関連企業であるジャパンマテリアル株式会社、国立公園満喫プロジェクトを担当する三重県みどり共生推進課、観光ガイド事業等を実施する伊勢市観光協会、4大公害に関する資料館の一つ、四日市公害と環境未来館等を御視察いただき、誠にありがとうございます。

た。

私ども執行部も同行させていただきましたが、視察で学びましたことを今後の施策の中にしっかり生かしてまいりたいと思っております。

次に、環境生活部の最近の取組について、2点御報告いたします。

まず、ノーモア・ミナマタ近畿第2次国家賠償等請求訴訟です。

9月27日に、大阪地方裁判所から、原告128名全員の水俣病罹患を認めるという内容の判決が言い渡されました。

内容を精査した結果、過去の最高裁で確定した判決等と大きな相違があり、水俣病行政の根幹に関わる問題であることから、上級審の判断を仰ぐ必要があるとの結論に至り、10月10日付で大阪高等裁判所に控訴いたしました。

次に、半導体関連企業の集積に伴う地下水保全の取組についてでございます。

5月に、JASME、県等の5者で締結した熊本地域における地下水涵養推進に関する協定を踏まえ、地元関係者と地下水涵養に関する協議を重ねてまいりましたところ、大津町瀬田地区において、冬期湛水事業が11月から開始されました。

この冬期湛水事業は、涵養効果の高い白川中流域においては初めての取組であり、この取組により、年間100万トンを超える涵養が可能となる見込みです。

引き続き、取水量と涵養量のバランスを維持し、持続的に地下水を活用できるよう取り組んでまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明いたします。

今回提出しております議案は、冒頭提案の予算関係1件、条例等関係2件、追加提案の予算関係1件でございます。

まず、第1号議案、令和5年度熊本県一般会計補正予算でございます。

委員会説明資料1ページ、補正額B欄をお願いいたします。

総額1,100万円余の増額をお願いしております。

内容は、令和4年度事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

その他、繰越明許費や債務負担行為についてもお諮りしております。

次に、条例等関係は、環境センターの指定管理者の指定について及び冒頭説明いたしました水俣病訴訟の控訴に伴う専決処分報告及び承認についての2件でございます。

最後に、追加提案しております第48号議案の令和5年度熊本県一般会計補正予算でございます。

別冊、追号分の委員会説明資料をお願いいたします。

1ページの追号分補正額C欄を御覧いただけますでしょうか。

総額4億2,500万円余の増額をお願いしております。

内容は、経済対策分4億700万円余と給与改定分1,800万円余でございます。

その他、繰越明許費についてもお諮りしております。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料のうち、別冊の追号分をお願いいたします。

1ページ、環境生活部の12月補正予算総括表を御覧ください。

表中の追号分補正額Eの欄は、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うも

のでございます。

今回の改定は、民間給与との格差の解消及び人材確保の観点等を踏まえ、高卒、大卒程度の初任給をはじめ、若年層に重点を置き、全職員の給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当について、支給月数を0.1月分引き上げるものです。補正額については、環境生活部全体で1,800万円余の増額をお願いしております。

なお、給与改定分の補正につきましては、全庁共通の事柄でありますので、一括しての説明とさせていただき、各所属からの説明は省略させていただきます。

環境政策課は以上です。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課です。

説明資料、別冊追号分の2ページをお願いいたします。

公害保健費で21万円余の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、水俣病総合対策事業費で物価高騰の影響を受ける水俣病関係事業者への支援に要する経費です。

3ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

物価高騰対策事業として、21万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。

これは、先ほど御説明した水俣病関係事業者への支援に要する経費で、支援対象期間を10月から来年の3月までとしているため、不測の事態に備え、設定するものでございます。

水俣病保健課は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

今御覧になられてます追号分とは別の冒頭提案分説明資料の2ページをお願いします。

公害保健費につきましては、1,124万円余の増額補正をお願いします。

これは、昨年度の国からの事務費交付金の交付額確定に伴う返納金でございます。

水俣病の認定審査や検診等の業務につきまして、その経費の2分の1を事務費交付金として受けておりますが、昨年度の最終的な経費が見込みを下回ったことにより、返納するものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

専決処分 of 報告及び承認についてですが、これは、ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟の判決に対する控訴に係るものでございます。

9ページの資料で御説明いたします。

9月議会の当委員会でも御報告いたしましたが、本年9月27日、大阪地方裁判所から、原告ら128人全員について水俣病の罹患と認め、チッソ、国、県に損害賠償を命じる判決が言い渡されました。

3に記載のとおり、判決の内容を検討した結果、①から③の点などが、科学的知見や過去の最高裁で確定した判決等と大きな相違があり、水俣病行政の根幹に関わるものであります。

そのため、2に記載のとおり、県に賠償責任があるとされた122人について控訴することとしましたが、判決の精査に時間を要し、控訴期限までに議会の議決をいただく時間がなかったため、専決処分の上、10月10日付で控訴いたしました。

なお、10ページに、参考として訴訟の概要を記載しておりますが、前回の当委員会において御報告させていただいた内容と重なりますので、今回、説明を省略させていただきます。

県としましては、今後、控訴審の場で、主張、立証を適切に行ってまいります。

水俣病審査課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

説明資料の3ページをお願いいたします。債務負担行為の追加でございます。

熊本県環境センターの令和6年度から令和8年度までの3年間の維持管理業務につきまして、限度額7,236万円余の債務負担行為を設定するものでございます。

これに関連しまして、11ページをお願いいたします。

議案第31号、指定管理者の指定についてでございます。

3ページで説明しました熊本県環境センターに係る維持管理業務につきまして、株式会社キューネットを指定管理者として、令和6年度から8年度まで指定するものでございます。

12ページ、13ページに選定の経緯等を記載しております。

今回、公募に対する申請は、株式会社キューネット1社でございました。

キューネットにおいては、これまでの経験と実績を踏まえた提案内容や施設の管理運営を着実に実施する能力を有している点が選考委員会で評価されたことを踏まえて選定することとしております。

環境立県推進課は以上でございます。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

公害規制費でございますが、47万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

国庫支出金返納金でございますが、これは、先に受入れをいたしました令和4年度環境放射能水準調査事業の国庫支出金につきまして、事業費の確定作業が終わりましたので、その差額47万円余を国に返納するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

水道施設整備事業につきまして、1億5,700万円余の繰越しをお願いしております。

この事業は、市町村が実施する水道施設の耐震化等に対して助成を行うものですが、一部の市町村におきまして、必要な資材の調達に日数を要し、工事完了が翌年度となることが見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、令和6年度に実施する大気汚染監視業務で限度額149万円余、水質環境調査業務で限度額3,200万円余の設定をお願いするものでございます。

大気汚染監視業務では、一般大気中におけるベンゼン等有害大気汚染物質の一部の分析業務を、水質環境調査業務では、海域約50地点の採水検査業務及び河川約50地点の採水業務を民間業者に委託するものでございます。

いずれも4月から年間を通じて行う調査でございますので、契約事務に要する期間を考慮し、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料追号分の4ページをお願いいたします。

環境整備費でございますが、2億300万円余の増額をお願いしております。

これは、国の経済対策に係る補正予算を活用し、市町村等が行う水道施設整備に対する助成を行うものでございます。

環境保全課は以上でございます。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

12月補正予算、条例等議案関係の7ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

上段の観光費でございますが、国立公園等

における国際化・老朽化対策等整備交付金事業、国立公園満喫プロジェクト推進事業、自然公園等施設リニューアル事業、県有公園施設営繕の4事業で自然公園施設の整備や改修などを行うものでございます。

下段の商工災害復旧費につきましては、令和5年7月の大雨により被災した矢部周辺県立自然公園内の施設を復旧するものでございます。

いずれも年度内に十分な工期が確保できないことにより、繰越しを計上したものでございます。

次に、12月補正予算追号分の5ページをお願いいたします。

観光費でございますが、2億450万円の増額を計上しております。

右側説明の欄、国立公園満喫プロジェクト推進事業、令和5年国経済対策分により、国の経済対策を活用し、菊池溪谷園地における落石対策を実施する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

これは、先ほど説明しました国立公園満喫プロジェクト推進事業、令和5年国経済対策分について繰越しを計上したものでございます。

自然保護課は以上でございます。

○吉田孝平委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢、国の経済対策への対応及び半導体関連産業の集積に向けた取組につきまして概略を申し上げます。

初めに、県内の景気、雇用情勢についてで

すが、昨日公表された日銀の金融経済概観では、「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向等の影響を注視していく必要がある。」とされております。

また、10月の本県の有効求人倍率は1.27倍と、前月を下回っているものの、雇用・所得情勢は、改善の動きが見られているとされております。

次に、国の経済対策への対応についてです。

国の令和5年度補正予算によるデフレ完全脱却のための総合経済対策では、日本経済を新たなステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るため、予算措置、税制、規制・制度改革など、あらゆる政策を総動員することとされています。

商工労働部では、新たに交付される重点支援交付金などを活用し、物価上昇等の影響を受ける中小企業者の支援に係る予算について追加提案しております。

また、税制改正による賃上げ促進や産業立地の際の土地利用転換の迅速化等の国の規制・制度改革につきましては、引き続き、動向を注視し、必要に応じ、対応を検討してまいります。

続きまして、半導体関連産業の集積に向けた取組についてです。

JASM第1工場については、操業開始まで約1年となりましたが、既に8月には事務棟の一部が供用を開始され、工場棟も年内には完成する予定であり、順調に準備が進んでいます。

今後必要となるインフラ等の整備に対する財政支援については、10月31日に、国に対して必要な要望を行い、力強い前向きな言葉をいただいているところでございます。

また、本県の工業用地に対する需要が高まる中、TSMC進出の効果を県南地域に波及させるため、八代地域における県営工業団地

の整備に向け、必要となる調査の検討を開始いたします。

企業進出の機運を確実に捉え、半導体関連産業のさらなる集積に向けて、一丸となって取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

令和5年度12月補正予算は、冊子が2つに分かれておりますが、合計で27億2,800万円余の増額補正をお願いしております。

その主なものにつきまして、引き続き高騰する電気・ガス料金の負担軽減のため、特別高圧電力及びLPガス利用事業者を支援するための経費や、新たに物流の2024年問題への対応として、ホワイト物流推進運動に参画し物流システムの効率化に取り組む運送事業者等を支援するための経費がございます。

また、高等技術専門校の施設整備等に係る繰越明許費、来年度の年間委託契約事務等に係る債務負担行為及び条例等議案として財産の取得1件について御提案しております。

そのほか、議案以外に、令和2年7月豪雨被災事業者の再建状況等に係る調査結果について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○池永商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の15ページをお願いします。

商業総務費の補正300万円増額をお願いしております。

説明欄をお願いします。

来年2月に開催するくまもと産業復興エキスポについて、当初予算で4,900万円余を計

上し、200社、250コマの参加を予定しておりましたが、出展者が200社を超え、320コマに増加したことに伴いまして、会場の追加設営等に関する経費が増加したため、増額補正をお願いするものです。

続きまして、追号分の資料8ページをお願いします。

福岡事務所費の補正400万円をお願いしております。

説明欄をお願いします。

福岡圏域から熊本圏域への誘客促進などを図ることを目的に、九州旅行博覧会への出展や、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用しまして、観光物産等の本県の魅力を総合的にPRするための経費です。

商工政策課からは以上です。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

引き続き、御覧いただいております追号分の資料の9ページをお願いいたします。

まず、商業総務費で1億5,300万円の増額補正をお願いいたしております。

これは、右側の説明欄に記載しておりますとおり、新規事業の商店街等売上回復支援事業分でございます。商店街等が実施いたしますプレミアム商品券ですとかイベントの実施、そのような売上げの回復に資する取組に対しまして補助を行うものでございます。

次に、中小企業振興費で、5事業、7億6,472万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

右側の説明欄を御覧ください。

運輸事業振興助成費の新規事業、ホワイト物流推進事業は、物流の2024年問題を念頭に、運送事業者と荷主企業が協力して物流の安定化を目指しますホワイト物流、このホワイト物流推進運動に参画して、物流システムの効率化に向けて連携して取り組む運送事業者や荷主企業に対しまして補助を行うもので

ございます。

中小企業振興指導事業費の(1)の中小企業者価格転嫁推進事業は、これも、物流の2024年問題を念頭に、価格転嫁の円滑化に向けた県内企業や荷主企業を対象としたセミナーの開催に対しまして補助を行うものでございます。

(2)中小企業者事業再生等支援事業は、県内中小企業者が経営改善に向けた計画を策定するために国の補助事業を活用する際、自己負担分が出てまいりますけれども、この自己負担分に対しまして補助を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

小規模事業対策費補助の(1)商工団体台湾経済交流促進事業は、インターンシップの受入れや商談会の開催等、商工団体が行う台湾との経済交流のための取組に対しまして補助を行うものでございます。

(2)の中小企業者生産性向上緊急支援事業は、経済基盤の強化、利益向上による賃上げ等を実現して人材不足解消に寄与するため、国や県の補助事業を活用して生産性向上に取り組む中小企業者に対しまして補助を行うものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

通常分の委員会資料にお戻りいただきまして、16ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

右側の事項の欄の上段の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業ですけれども、これは、県立高等技術専門校の寄宿舎の工事につきまして、民間建設需要の高まりにより資材の調達が遅れました。その結果、工期の全体スケジュールが後ろ倒しとなり、年度内の完了が困難なことから、繰越しをお願いするものでございます。

その下段、技術短期大学学校教育対策事業ですけれども、こちらは、県立技術短期大学のネットワークの機器の整備につきまして、来年4月に新設いたします半導体技術科のカリキュラムや訓練科目の内容を精査していく中で、当初予定しておりました仕様内容では、十分な通信速度が確保できないことが判明したため、その納入時期について確認したところ、年度内の納入が困難であることから、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

こちらは、債務負担行為の追加でございます。

1行目のしごと相談・支援センター関係業務につきましては、求職者等に対しまして、就労支援のためのキャリアカウンセリングなどを実施するなど、ハローワークと一体となって、水道町でこのセンター運営事業を行っております。これの来年度の契約につきまして、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2段目、障がい者特別委託訓練業務ですけれども、こちらは、身体障害者の方や精神障害者の方を対象としたIT関連の訓練業務を民間事業者へ委託して実施するものでございます。こちらでも年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

3段目、地域無料就労相談窓口関係業務につきましては、広域本部と地域振興局内にジョブカフェランチを設置いたしまして、地域で、きめ細かな就職相談、それから求人情報の提供、求人開拓等を実施しておりますが、こちらでも年度内に契約手続を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

こちらは、債務負担行為の変更でございます。

職業能力開発拠点整備事業ですけれども、今年度の当初予算で建物工事について債務負担行為の設定をお願いしておりましたが、今年度末に竣工いたします技能振興センターに設置いたします備品等を年度内に契約して、来年5月に予定している供用開始に間に合わせるため、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

財産の取得でございます。

これは、来年4月に県立技術短期大学校に新設いたします半導体技術科の実習で使用される備品につきまして、実際の生産工場で使用されている機械設備の内部構造を学習する装置であるメカトロニクス技術実習システムの取得となります。

労働雇用創生課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

同じ資料にお戻りいただきまして、19ページをお願いいたします。

12月補正予算と繰越しについて御説明いたします。

まず、12月補正予算からでございます。

工鉦業総務費の21万円、こちらは、地域未来投資促進事業補助金により整備した施設の処分に伴う事業者からの返納金のうち、国庫への返納分を計上させていただいているものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

繰越明許費です。

熊本県産業技術センターに係る運営管理費でございます。

このたび、生産終了となっている蛍光灯をLED化するための全棟照明等改修工事に係

る設計委託につきまして、当初の想定より調査項目が増えまして、年度内の事業完了が困難な状況となったため、繰越しの設定をお願いするものでございます。

産業支援課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

説明資料の追号分をお手元をお願いします。

その11ページをお願いします。よろしいでしょうか。

エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援事業です。

これは、現在実施している特別高圧電力利用事業者の電気料金とLPガス利用事業者のガス料金への助成を継続する事業で、17億8,000万円余を計上しています。

事業内容は、特別高圧受電契約者については、電気使用量1キロワットアワー当たり0.9円を乗じた額を助成します。LPガスについては、LPガスを利用している1事業所当たり1万5,000円を一律に助成します。

なお、高圧ガス保安法に基づく貯蔵施設3トン以上の認可や届出を行っている事業者には、LPガス使用量1立方メートル当たり1.5円を乗じた額を助成します。

助成対象期間は、特別高圧電力、LPガス、いずれも令和5年10月から令和6年4月までの7か月分です。

エネルギー政策課は以上です。

○吉田孝平委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

原山観光戦略部長。

○原山観光戦略部長 観光戦略部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光の現状につ

いて御説明申し上げます。

観光庁の宿泊旅行統計調査における直近の速報値によりますと、本県の今年9月の延べ宿泊者数は、2019年比で115.7%、今年1月から9月までの累計でも102.8%となっています。

このうち、インバウンドについては、9月は、2019年比で132.5%、1月から9月までの累計では89.2%となっています。

9月からの台北線就航や11月からの香港線再開なども追い風に、引き続き、熊本観光の再生に向け、しっかり取り組んでまいります。

それでは、観光戦略部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

まず、冒頭提案分については、説明資料の22ページからでございますが、観光統計調査に係る債務負担行為の追加及び伝統工芸館改修に係る繰越明許費の設定についてお願いしております。

続いて、追加提案分につきましては、説明資料追号分の12ページをお願いいたします。

追号分補正額Cの欄の下段にございまして、一般会計で5,600万円余の増額補正をお願いしております。

内容としましては、豪雨被災地の観光プロモーション等の支援及び給与改定に要する経費でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

12月補正予算・条例等議案関係説明資料の22ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

観光統計パラメータ調査事業ですが、本調査は、本県における観光客の動向を的確に捉え、今後の施策展開を行う上での検討材料とするため、観光入り込み客の実数、訪問地、再訪意向や観光消費額などについて、県内の主要な観光地13か所で対面により聞き取り調査を行うものです。

本調査に係る業務を令和6年4月から実施するために、年度内に委託契約の事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、別冊の令和5年度12月補正予算追号分の説明資料をお願いします。

資料13ページをお願いします。

観光客誘致対策費のうち、被災地域の更なる魅力創造事業について増額をお願いしております。

令和2年7月豪雨被災地においては、地域の魅力を高めるため、地域の観光事業者、団体、市町村と合意形成を図りながら、観光コンテンツの開発など、受入れ環境の整備を行っております。誘客のてこ入れを図るため、動画制作やガイドブック、交通拠点でのプロモーション、デジタルマーケティングなど、県外に向けた観光プロモーションなどの強化に要する経費として増額をお願いするものです。

観光企画課は以上です。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

冒頭提案分の説明資料23ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

伝統工芸館施設改修事業で3,700万円余の繰越しをお願いするものでございます。

これは、来年度、伝統工芸館の大規模改修工事に向けた設計業務委託の経費でございますが、整備内容の検討や設計等に不測の日数を要するおそれがあるため、繰越明許費の設

定をお願いするものです。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田孝平委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

竹田企業局長。

○竹田企業局長 企業局でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ちまして、企業局所管の電気、工業用水道及び有料駐車場の各事業の状況につきまして御説明申し上げます。

まず、電気事業につきましては、昨年度までにリニューアル工事を終えた緑川第一発電所等の発電が順調に推移し、加えて、春から夏にかけて降雨量にも恵まれたことから、現時点で目標供給電力量を10%近く上回る実績となっております。

次に、工業用水道事業につきましては、八代工業用水道の新規大口ユーザーであるバイオマス発電所が八代臨海工業用地に進出し、来年度の本格稼働に向け、試運転を開始しました。

多くの未利用水を抱える有明、八代の工業用水道におきましては、事業可能性調査に取り組んでおります半導体企業への給水も含め、引き続き給水企業の拡大に努めてまいります。

最後に、有料駐車場事業につきましては、安政町駐車場における利用台数が前年度比で2割近く伸び、コロナ禍前と比べ約9割まで回復しております。

引き続き、指定管理者と連携し、利用者サービスの向上を通じて、町なかのにぎわいづくり等に貢献してまいります。

なお、今年度も、地域貢献の一環として、来年2月開催の熊本城マラソンにおいて、駐車スペースの一部を更衣室や休憩所として提

供することとしております。

それでは、本日御審議いただく議案でございますが、冒頭提案分の電気事業会計補正予算として、債務負担行為の設定6件をお願いするものです。

このほか、その他報告事項として、阿蘇車帰風力発電所の事業廃止について御報告いたします。

詳細につきましては、総務経営課長が説明いたします。

なお、追加提案分として、3つの事業会計の補正予算がございますが、いずれも人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う職員給与費の増額補正でございます。先ほど環境生活部から説明がありましたとおり、こちらの説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○吉田孝平委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局の予算関係議案の内容について御説明いたします。

冒頭提案分の説明資料の最後のページ、24ページをお願いいたします。

電気事業会計に係る債務負担行為の追加について御説明いたします。

企業局所有施設等管理業務といたしまして、発電総合管理所の建物清掃委託、市房第一・第二発電所における放流警報装置の更新工事、緑川第一・第二発電所における水路工作物整備等に係る詳細設計業務委託、緑川第一発電所における取水口スクリーンの第2期更新工事並びに幸野、船津両ダムのゲート等点検業務委託の6件でございます。

いずれも来年度の4月1日から業務を開始するため、今年度中に一般競争入札により契

約を締結する必要があることから、限度額3億9,900万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

また、発言する際は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○岩田智子委員 質疑というよりもちょっと意見なんですけれども、8ページですね。

36号の水俣病の専決の件ですけれども、私たち立憲民主連合会派は、これに対しては反対の立場でおりますので、ここでちょっとそのことを言っておきたいと思います。もう控訴されましたので、それを覆すことはできませんけれども、私たちの意思表示としてさせていただきます。

以上です。

○吉田孝平委員長 答えは要らないですかね。

○岩田智子委員 はい、いいです。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございました。

追加分のほうの9ページ、商工振興金融課さんの説明のホワイト物流推進事業について

お尋ねをしたいと思います。

これは、全額国庫ですけれども、5億2,600万。もう少し具体的にどういうことに使われるのかというのを御説明いただいでいでしょうか。

○田浦商工振興金融課長 ホワイト物流推進事業の具体的な中身ということで御質問でございます。

このホワイト物流推進事業と申しますのは、いわゆるホワイト物流、トラック運送の生産性の向上ですとか効率化という、そういったことに取り組むということを宣言するというのがホワイト物流推進運動の中身なんですけれども、そういったものを宣言する荷主企業ですとか運送事業者、これに対して助成をするものでございます。

背景といたしましては、2024年問題が間近に迫っております、やはりこの問題をきちんと対処しないと、物流に大変大きな影響があるというところでやったものでございます。

具体的には、そういったホワイト物流に参画するといった運送事業者さんに関しましては、1台当たり5万円の補助を行うと。軽貨物につきましては、1万5,000円という金額になります。それと、荷主企業さんに関しましては、かかった費用の4分の3を助成するという形でございます。

共に上限ございまして、上限は100万円という形になってございますけれども、そういった形で荷主企業や運送事業者を支援することによって、2024年問題の対応をはじめとして、物流の安定的持続性といったものを確保していきたいというふうに考えてございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

2024年問題というのは、常に議論されて、特に九州・熊本の運送事業者さんにとって

は、非常に深刻な問題であるというふうにも思っております。

今ありましたように、運送事業者さんへの支援、それと、荷主企業への4分の3ですか、支援があると聞いたんですが、例えば、荷主企業に関しては、自主行動宣言だったですか、そういう宣言をすとかいう話も聞きました。そういったところは、例えば公表されて差別化をするのか、この荷主さんは、こうやってきちんとこのホワイト物流推進事業に先進的に取り組んでますという、そういう差別化がされるものなのか、そこをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○田浦商工振興金融課長 今まさに前田委員お話しいただきましたとおり、そういったきちんとホワイト物流に取り組むというところが明確になることが大事でございます。

実は、ホワイト物流の推進、参画と申しますのが、これが、国交省、経産省、農水省がホワイト物流のポータルサイトをつくっております、そこに、まさに委員おっしゃったように、自主行動宣言等を自分たちで作りまして、そのポータルサイトにアップロードするという形になってございます。そのポータルサイトを見ますと、例えば、具体的な企業名が出てまいりますけれども、この企業がホワイト物流宣言をしているというところが分かるという仕組みになってございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

あと、運送事業者、荷主、そして、いわゆる利用する消費者側の認識も物すごく大事じゃないかと思っています。よく言われるのが、再配を極力防ぐ、置き配を推進する、いろいろ言われてますけれども、そういったのは、この予算の中には何か含まれるんですかね。何かそれに取り組むことに関して。

○田浦商工振興金融課長 今まさに御指摘い

ただきましたとおり、この2024年問題に対応するためには、運送事業者ですとか荷主企業に加えまして、やはり消費者等一般の国民の方々の理解というのも大変重要になってまいります。

1つは、9月の補正予算、前回の補正予算で、中小企業者の価格転嫁推進事業の増額補正を1,000万円お願いいたしました。これは、まさにそういった消費者も含めまして、2024年問題に対する価格転嫁に対する正しい理解を啓発していこうというところで、広告・周知啓発費というところで予算をお願いしていたところでございまして、先月末でしたか、新聞広告もきちんと打ってございます。

それと、今度またパートナーシップ宣言を、価格転嫁の円滑化に関する協定を熊本県としても結ぼうと考えております。これは、今度、12月の19日に締結をする予定でございまして、特徴的なのは、熊本県は、今回の前川議員の冒頭の一般質問のところでもお答えいたしましたけれども、全国で初めてJAさんとかも入っていただきまして協定を結ぶというところが特徴的なところでございますけれども、そういった協定を結びます、きちんとした物流の適正化、円滑化に取り組みますというところも含めて、また、広告なりなんなりを周知することによって、広くそういった問題に対する認識を浸透させていきたいというふうに考えてございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

2024年問題というのは聞いたことがあるという人も結構いらっしゃると思うんですけれども、やっぱり我が事と思って、私が取り組むのはどういうことなのかというのをやっぱり県民の皆さんにもしっかり分かっていたことが大事かなと。一番分かりやすいのは、再配をとにかく防ぐことじゃないかなと。

今はもう物流はほとんどの家庭でも関係することじゃないかと思うので、置き配ができない家庭とか状況もあると思いますので、じゃあそこにはどういった支援ができるのかとかいうことも含めて、しっかりこれから県民全体として考えられるような環境づくりに頑張っていただきたいと思っております。

○田浦商工振興金融課長 ありがとうございます。

今回予算で、ホワイト物流とセミナーの開催費もお願いしております。先ほど申し上げました9月補正でも広告のほうをお願いしております。そういったものも踏まえて、県として、2024年問題に対して、きちんと政策パッケージをつくってしっかり対応してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

○池田和貴委員 すみません。ちょっと関連してなんですけれども、この補正予算組んでやっていただく以上に、この2024年問題に対しての取組ってすごく重要だと私も思っております。

法律自体は、もうかなり以前に改正されて、その法の施行が来年の5月ということで、ある意味、その猶予期間はあったにもかかわらず、なかなかそこが進んでこなかった、これが最後ばたばたしてきたということじゃないかというふうに思っています。

そういった意味では、この補正予算組んでもやっぱりやらないといけないほど深刻な状況じゃないのかというふうに思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、あと、今、前田先生のほうから御指摘がございましたように、消費者側とするといわゆる再配達をどうやって防止していくとか、そこをやっていくかということもすごく大事なんですけど、あとは、企業間取引の中で、やはり今まで慣行としてやられてき

た、運送事業者の人がサービスとしてやってきた、例えば、荷主企業の荷物の積卸しとか、あとは、実際の時間どおり行ったけれども、待たされてしまうということ、こういったことに対しては、きちんと今後、法律上、そこについては、待たせたときにはどれくらいとか、積卸しには幾らお金がかかるということ、いわゆる金額を明示した上で、荷主企業とその運送事業者がやらなきゃいけないというふうに、たしか決まっていると思うんですよね。

これは、トラック協会さんのほうが一生懸命PRされてて、いわゆる荷主側の理解というのが物すごく大事だと思うんです。で、もちろんそういうことをやったにしても、なかなか理解をしていただけないとか、そういったときに、例えば、どこか相談する窓口とか、第三者がきちんとそこに入ってお互いの理解を深めるような仕組みも大事だと思うんですが、そういったものというのは、すみません、この補正予算とはちょっと関係ないかもしれませんが、何か手だてとしては取られてるのでしょうか。ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○田浦商工振興金融課長 今、池田委員のほうから御指摘ございました。

なかなか商慣行上、これまで、例えば、好意といいますか、頑張りといいますか、そういったところでやってきたもの、例えば、具体的に挙げていただきました荷物の積卸しですとか待ち時間とか、そういったところに対する経費というのはございます。

これは、国のほうの政策パッケージの中でも、そういったことはきちんとしなきゃいけないということで、実は、国交省のほうでGメン等を設けまして、調査をして、きちんと指摘をするという形がございます。

そういったものを踏まえながら、きちんと取り組んでいくというのが大事なんですけれ

ども、やはりその荷主企業の方と運送事業者の方が、そういったきちんとした考え方に基づいて話し合うということが大事だと考えております。

その意味で今回セミナーの予算も実はお願いしてございますし、これは農政のほうになりますけれども、農政のほうで、9月の予算でお願いした荷主企業に対するそういった助成ですとか、あるいは、今、JAを中心とした荷主企業さんと運送事業者の方々との話合いの場といいますか、セミナーといいますか、話合いの場を持っておりまして、今度また2回目が開かれるというふうに伺っておりますけれども、そういった中できちんと話合いをするということ。

実際、少しずつ改善というものができておりまして、それも先ほどの荷の積卸し、これは、一部のところ、一部の荷主企業さんとの間では、やはりトラック事業者の方が、サービスといいますか、そういった形でやるということが見えましたが、これを、実際、じゃあそういう形じゃなくて、ちゃんと事業者さんに委託して、トラック事業者さんじゃなくて、その事業者さんがやってくれるようにしようじゃないとか、そういった形も実証実験的にされておりますので、こういった動きが今後広がっていくものと考えてございます。

○池田和貴委員 今説明していただいたように、いろいろな手が取られてるんだと思います。一時的に見ると、今までサービスでやってきた部分にコストがきちんと見えてきて、それを誰が負担するのかということが明確になってきます。そうしたときには、今までよりも、要するに負担する側が変わってくることもあるわけですね。今まで荷主側が負担していなかったものを、明確になったことによって荷主側が負担をしなきゃいけなくなった。でも、一時的にはやっぱり不満が出てく

るのかもしれませんが、これはきちんとやっ  
ていかないと、最終的には、知らないところ  
で社会生活全体の物流が滞ったりとか、今ま  
で1日か2日で着いたものが3日か4日じゃ  
ないと届かなくなるとか、ある意味、社会や  
県民の生活にも知らず知らずの影響を及ぼし  
てくるということだと思うので、法も施行さ  
れることですし、これは、補正予算も含めて  
しっかりと——来年の5月だったかな。施行  
は5月1日だったですかね。4月1日でした  
っけ、やっぱりやっけていけるように、ぜひ努  
力をしていっていただきたいと思えます。こ  
れは要望でございます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○田浦商工振興金融課長 御要望としていた  
だきました。ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおり、全国的にも、  
2024年に14%ぐらい、2030年には34%ぐら  
い、何もしなければ物流が滞るという測定値  
も出ておりますので、本当に大事な取組だと  
考えてございます。まさに御指摘いただいた  
とおり、県庁各部署とも一丸となって取り組  
んでまいります。よろしく願いいたします。

○池田和貴委員 よろしく願いします。

○吉永和世委員 関連です。すみません。

ある報道で、要は賃上げですね。賃上げと  
いう部分で、輸送関係がやっぱりその賃上げ  
というのはちょっと鈍いということですよ  
ね。

この2024問題で、結局、運転手の方々とい  
うのは残業ができない。ということは、収入  
が減る。さらに賃上げできないとなると、や  
はり運転手の方々の確保ができなくなってい  
く可能性もあるので、それが一番最大のやっ  
ぱりあってはならないことになりますので、

体制はできても、要は運転手の方々がいなく  
なってしまうと、これはどうにもならない話  
になってしまうので、そこはやっぱり荷主の  
方々もよっぽどの理解がないことには、この  
2024問題というのは、なかなか成立しないとい  
うか、確実性を持たないことになっていく  
んだらうというふうに思いますので、やっぱ  
り価格転嫁ということもしっかりとできるよ  
うに、県のほうからもしっかりと荷主の方々  
に理解を求めていくというのは非常に大事な  
ことかなというふうに思いますので、よろし  
くお願いしたいと思えます。

○田浦商工振興金融課長 今御指摘いただき  
ました、まさに人の確保という形の中で、賃  
上げ等人件費の確保というところが非常に大  
事だと思えます。今まさに御指摘いただきま  
したとおり、それに対しては、やはりきちん  
とした価格転嫁を行っていくというところが  
一番の要因であり対策であるというふうに考  
えております。

そういった意味で、県としても、今回この  
予算でお願いしてございますけれども、県と  
しても、セミナーをきちんと開きまして、そ  
ういった形で理解啓発に努めるとかという  
ところをきちんとしていきたいと思えますし、  
様々な、先ほど農政のほうの会議の場とい  
うのを申し上げましたけれども、そういった場  
でもきちんとそういったことを訴えていき  
たいというふうに考えてございます。

○吉永和世委員 これはもう県だけじゃなく  
て、やっぱり国も参加する中で、しっかりと  
これは形をつくっていかないと成立してい  
かないと思うので、国のほうも何か荷主に対  
して法整備やるとかという話もちよっと聞  
いてる分があるんですけども、そこら辺し  
っかりと情報をつかみながら、連携取  
ってやっていくほうがいいのかなと思  
いますので、よろしくお願いしたいと思  
います。

○田浦商工振興金融課長 ありがとうございます。

国のほうともきちんと連携をしてみたいと思います。国のほうも、政策パッケージのほうを出しております、そういったものに基づいて、きちんと予算措置をして事業をされております。

それと、先ほど、今度12月19日に価格転嫁の円滑化に関する協定を結ぶと申し上げました。これは、荷主企業さんですとか、運送事業者さんですとか、労働者の代表の方、それと、県に加えまして国の機関もきちんと入っていただいて、そういった中で、皆さんでやっていこうということを、機運を醸成していこうということをきちんと進めてまいりたいと思います。そういったことをきっかけにしながら国とも連携を深めて、こういったものに取り組んでまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○内野幸喜委員 冒頭提案分で15ページ、商工政策課。

先ほど、この復興エキスポ、来年の2月末、2日間にわたって開催されるエキスポですけれども、今回申込者が増えたという話がありまして、320コマと。その増えたところというのは、県内企業であるとか、県外企業であるとか、大体どんなところが増えたのかとか、ちょっと簡単に教えていただければなというふうに思います。

○池永商工政策課長 商工政策課です。

今御質問のありました320コマに増えたところにつきましては、大体県内企業が多く出展しておりますが、今回、台湾の関連企業さんが多く団体を通じて申込みいただきまして、20社以上から30を超えるぐらいの企業さんが進出してきておりますし、また、台湾の経済団体とか高雄市のほうの団体も出展とい

うことで、多く出展いただいておりますし、また、北海道との連携協定を結びまして、北海道からも道庁を通じて数社、数団体出展するというので、非常に好評を受けております。

以上です。

○内野幸喜委員 今回のこのエキスポは、商談だったりとか、あと、人材確保とかいろんなことを想定して開催するというふうに聞いてます。これは、今後、TSMC関係で、台湾とか高雄とかの出展申込みがあったということですが、これは来年だけの予定なんですか。それとも、今後これが大きな商談につながるのか、もしくは人材確保につながるということであれば、多少規模の大小は別として、1回で終わらせるのではなくて、来年だけじゃなくて、その次もやっていってもいいのかなという気がするんですけども、当然、これは出展する場合はお金も頂くわけですね、出展企業からはですね。その辺は、今どんなふうに考えていらっしゃるのかというのを、ちょっと教えていただければなと思います。

○池永商工政策課長 商工政策課です。

まずは、今年のエキスポを成功させたいということで、今回、出展料は、地震からの復興というところを勘案して、5万円という出展料で低く抑えております。まずは、このエキスポを成功させて来年度につながるように、我々としても考えていきたいと思っております。

○内野幸喜委員 ちょっと話が大きくなると思うんですけども、世界にはいろんな、毎年この場所でこの会議があっていると、ビジネス関係もやっぱりあるわけですね。何とか会議と有名なのがですね。

例えば、これが、熊本のエキスポというの

が前からやっていると、熊本のエキスポに参加すれば大きなビジネスチャンスを得られるかもしれないみたいになると、非常に熊本にとっても大変メリットも出てくると思うので、まずは、とにかく今回の成功というのが一番なんですけれども、ぜひとも、今回一回だけで終わらせるのではなくて、来年以降も、熊本会議みたいな形で世界に発信できるようなエキスポにぜひなってほしいなと思ってますので、ぜひそういうことも検討していただければと思います。

○池永商工政策課長 商工政策課です。

内野委員、大変心強いお言葉ありがとうございます。

まずは、エキスポ、来年の取組を頑張っていきたいと思いますし、将来につながっていくばというところで考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○内野幸喜委員 よろしく願います。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 すみません。自然保護課。

追号じゃない資料の7ページの繰越明許費を、ちょっとすみません、教えてほしいんですけども、観光費で1億45万2,000円繰越明許されてますが、これは、場所は、どういったところが繰越しになったのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

ただいま御質問がありました繰越明許についてでございます。

まず、観光費の1億45万2,000円分につきましては、1つ目の国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業におきましては、水上村の市房山麓野営場の整備分でご

ざいます。これが、繰越額が3,273万7,000円。

次の満喫プロジェクト推進事業につきましては、阿蘇の草千里園地と草千里の駐車場、菊池溪谷落石対策、菊池溪谷の公衆トイレ改修でございます。

3番目の自然公園等施設リニューアル事業につきましては、玉名小岱山県立自然公園の管理棟の解体と矢部周辺県立自然公園の歩道の補修でございます。

最後に、県有公園施設営繕事業につきましては、同じく小岱山県立自然公園の転落防止柵でございますとか、阿蘇くじゅう国立公園内の橋梁の撤去、矢部周辺県立自然公園の橋梁床板の補修等ございまして、これにつきまして繰越明許をお願いしておるといような状況でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

追号でも、これは予算がついてるように、やっぱり観光が、今でも言うのかな、物消費から事消費へとかという話もあって、やはりこういう日本の中で、国立公園とか今までなかなかこう整備できなかったところが整備できるようになって、これがさらに魅力、観光客の方々が来られる魅力につながっていくことがこれからも出てくると思うんですね。

そういった意味では、県内の今までなかなかやれてなかったところをしっかりとこういう予算を使ってやっていくことは大事だというふうに思っておりますので、繰越明許で一すみません。これを聞いて、こういうところがあるんだなというのを理解したところで、それ自身が悪いとかということではなくて、やっぱりこれをしっかりとやっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

特に、今後、JASMさんがTSMCの工場をやって、シリコンアイランドに向けてい

ったときを考えると、やっぱりこれからビジネスで海外からたくさん来られると思いますので、そういった方々の視点からも、もしかしたらもっと魅力的なところ、今まで我々が気づいてないけれども、魅力に映るようなそういうところも増える可能性もあるんですね。いろいろそういったアンテナを広く張っていただいて、しっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。

以上です。

○吉田孝平委員長 要望でよろしいですか。

○池田和貴委員 はい。要望です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で質疑を終了したいと思います。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第12号、第31号、第36号、第48号及び第51号から第53号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「36号だけちょっと別に」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、一括採決反対の表明がありました議案第36号について、挙手により採決したいと思います。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○吉田孝平委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、残りの議案第1号外7件について、一括して採決したいと思います。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外7件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

A4の横長のこの資料の1、令和2年7月豪雨被災事業者の再建状況等に係る調査結果についてという資料をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、2ページがございますが、1と書いてございます。

調査の概要でございます。

本調査は、令和2年7月豪雨の被災事業者の再建状況ですとか現在の経営状況、課題等を把握するために実施しておりまして、今回で3回目ということになります。本年の8月から10月にかけて実施をいたしまして、回答率が61.5%、823事業者の方々から回答をいただいております。

その下、3ページが事業の再建状況でございます。

再建済みが83.1%、再建途中が9.4%というふうになっております。その一方で、公共事業等の影響によりまして、まだ未再建だというような事業者の方々3.9%いらっしゃるという状況でございます。

ページをめくっていただきまして、4ペー

ジから5ページにかけまして、売上げの状況でございます。

まず、4ページのほうでございますが、豪雨災害の前の状況まで売上げが回復しているという事業者の割合というのが、この令和3年、令和4年、今回というふうに、だんだんと年々増加をいたしております。ただ、今回の調査でも、約半数の事業者の方が、その水準まで売上げが回復していないというお答えになってございます。

5ページを見ますと、その売上げが減少しているというふうにお答えになっている事業者の割合というのは、赤で枠囲みしておりますけれども、運輸業ですとか、卸売、小売業の方々に多いという結果が出ております。逆に青の枠ですけれども、建設業の方は、売上げが戻ってきたというふうな御回答が多うございました。

ページをめくっていただきまして、6ページが経営上の課題ということで、これは複数回答ということでございますけれども、約4割の事業者の方が、課題として、従業員の確保、育成ですとか、原材料、資材、仕入れ等の価格の高騰というものを挙げていらっしゃいます。

なお、その四角の枠囲みのところでございますが、この課題解決のために、県が専門家の派遣事業を行っておりますけれども、その派遣事業を利用したいと御回答いただきました事業者の方が123者ございましたので、この方々の情報につきましては、その地域の商工団体と支援機関に既に情報提供しているところでございます。

その下の7ページが必要とする支援策でございますけれども、やはりその課題と裏表になってございまして、光熱水費や物価、仕入れ価格の高騰ですとか従業員の確保というものに関する支援の御要望が多く上がっていたところでございます。

ページをめくっていただきまして、最後、

今後の対応ということでございますけれども、まず、なりわい再建支援事業補助金につきまして、これは、公共事業の影響等により、まだいまだに申請をされてない事業者の方が多くいらっしゃいますので、その再建が完了するまで事業を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、やはり売上げの回復というものが大事でございますので、被災事業者の方の売上げの回復に向けまして、くまもと型補助金ですとか専門家の派遣等によりまして、事業者の方々の経営改善とか向上を後押ししてまいりたいと考えてございます。

なお、本調査結果につきましては、今回、この場で御報告をさせていただきましたので、この後、市町村や商工会議所、商工会等と情報共有いたします。その上で、それらの団体と連携して、引き続き、被災事業者に寄り添った伴走型の支援を進めてまいりたいと考えてございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○馬場総務経営課長 企業局総務経営課でございます。

経済環境常任委員会報告資料②をお願いいたします。

阿蘇車帰風力発電所の事業廃止について御報告いたします。

1、施設概要等でございます。

阿蘇市車帰地区の二重峠に位置します阿蘇車帰風力発電所は、3基の風車により発電事業を行っております。発電規模等は資料記載のとおりでございます。

現在の運営者は、阿蘇車帰風力発電事業共同企業体で、福島に本社があります株式会社新電源が代表、ウィンドパワー株式会社が構成員となっております。

2、これまでの経緯でございます。

平成17年に企業局が風力発電所を建設し、運転を開始いたしました。風車の故障等に

よる収益悪化を受け、令和元年に現在の運営者に事業譲渡を行ったところでございます。

なお、当初の予定では、令和8年3月末まで事業を継続する予定となっております。

3、事業廃止及び施設撤去でございます。

風力発電の遠隔監視システムで利用します通信回線が廃止となる一方、代替通信回線による新たなシステム構築が技術的に困難であることから、運営者において、令和6年1月末をもって事業を廃止することを決定されました。

また、風車等の施設につきましては、阿蘇の世界文化遺産登録に影響を及ぼさないよう、企業局と運営者とで締結しました覚書により、事業廃止後1年以内に撤去を行うことを取り決めております。

加えまして、覚書では、施設撤去までの風力発電事業において、運営者側に損失が生じた場合には、撤去費用を上限として、企業局が費用負担を行う旨も定めております。

企業局としましては、施設所在地の地権者である阿蘇市とも連携し、覚書に沿って施設が確実に撤去されるよう、運営者を支援してまいります。

説明は以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はございませんか。

○前田憲秀委員 車帰の発電所の件でお尋ねです。

この撤去費用というのは、もう金額は決まっていたんですかね。これから分かるんですかね。

○馬場総務経営課長 撤去費用につきましては、今運営者のほうで算定を行っているところでございます。

○前田憲秀委員 分かりました。

今御報告の中で、発電量が年間で1,000世帯分発電されてたというのは、すみません、私もちょっと認識不足で、あそこはもう風が吹かない谷なのかなという思いでもあったんですけども、事業廃止の理由がありましたけれども、撤去にされるということで、損失が生じた場合は撤去費用を上限ということで、この撤去費用が出てくれば、やはりその負担はやむを得ないということ、認識でよろしいんでしょうか。

○馬場総務経営課長 はい、そのように考えております。

○前田憲秀委員 分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、平成27年度から、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

については、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませ

んか。

○前田憲秀委員 委員長、1点だけいいでしょうか。

冒頭、原山部長から宿泊者数の報告がありました。2019年度比でも115%、インバウンドについては、2019年度比で132%ということで、非常に喜ばしいことだと思います。引き続き頑張っていたきたいと思います。

そこで、年明け2月だったでしょうか。北海道・千歳のチャーター便が幾つか、何往復か計画をされてたと思うんですが、こちら側から向こうに行くのは順調だけれども、北海道から熊本に来る人は非常に不調とお聞きしたんですけれども、そこら辺は観光戦略部でよろしいんですか、お伺いをして。

○原山観光戦略部長 すみません。ちょっと詳細は把握しておりませんが、交通のほうでちょっと今中心になってやっていますので、すみません。

○吉田孝平委員長 後ほど御報告でよろしいですか。

○前田憲秀委員 やはりインバウンド、アウトバウンドと一緒に、熊本に入ってくるのは、やっぱり企画になるんですかね。もう一回確認ですけれども、国内であっても、熊本に入ってくる企画、計画というのは、やっぱり企画振興部になるんですか、観光じゃなくて。

○原山観光戦略部長 いや、路線のチャーターとか就航に関しては、交通が中心になってやりますけれども、一緒に観光客を呼び込んだり、あるいはアウトバウンドで出したりというのは、観光も一緒になってやります、もちろん。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

北海道とは、今年の10月ですけれども、熊本の観光物産展というのを開きまして、熊本のPRをしているところでございます。そういったいろんなPRを含めて、熊本から北海道、そして北海道から熊本、観光客の交流ができるような形で随時進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○前田憲秀委員 いや、私が言ってるのは、熊本から北海道に行く需要は結構人気があると聞いたんですけれども、向こうからこっちに来られるのはなかなか厳しいと聞いたんですよ。海外だったら、今、台北線も7~8割はインバウンドと聞いているので、その人たちが帰るからって聞いたんですけれども、国内の場合は、向こうから熊本に来る人のことも、今物産展とかもちろん頑張っているというのも聞いてますけれども、なかなか熊本に行こうという人は少ないという話を聞いたもんですから、今後定期チャーター便だとか定期便にするためには、そこも非常に重要じゃないかなと思ってお聞きをしたところです。分かる範囲であったら、後でも構いませんので、その状況をお知らせいただければと思っております。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

後ほど情報等を精査した上で御報告させていただきます。

○前田憲秀委員 お願いします。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 それでは、これはせっかく皆さんいらっしゃるの、今回、ブラジルと

ペルーのほうに、熊本県の周年事業で議長と私行ってまいりましたので、ぜひそういったことを情報共有できればと思いますし、ぜひこれを継続していただきたいということをちょっとお話しできればと思っております。

今回は、ブラジルが県人会創立65周年で、ペルーが移民120周年で行ってまいりました。県人会の皆様方が、やはり熊本から我々、自分の生まれ故郷から来るということに対して、両国とも物すごくやはり歓待をしていただきまして、やはり日本の祖国と自分の生まれ故郷に対する気持ちが物すごく強いんだなということを感じてまいりました。ということは、こういう関係は今まで先輩方がずっとこうつないでこられたことなんですよ。

先ほどの観光も含めてなんですけれども、熊本のファンをこれからつくっていくということも大事なんですけれども、そういう気持ちを持ってらっしゃる方が、やはりその継続していらっしゃるということであれば、ここはやっぱり大切に考えてやっていく必要があるんじゃないかなと思いました。

今は、周年事業で5年ごとというふうになっておって、予算の関係もあって、なかなか人数も絞られているんですが、こういった関係を継続していくには、やっぱり接触というか、会う回数を増やす必要があると思いますので、改めて、自分が経験をして、そういった現地に足を運ぶこと、そういう熊本に対して思いを持ってらっしゃる方々の気持ちを次の世代にも引き継いでいくために努力していくことがすごく大事だなと思いましたので、観光の皆様方が今回中心となってやっていただきましたけれども、ぜひ継続をしてやっていただきたいと思っておりますし、また、向こうとの関係をつなげるための事業とかも、これから知恵を絞りながら、ぜひやっていただきたいということがありましたので、これは報告及びお願いでございます。ぜひよろしくお願

いしたいと思っております。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

このたびのブラジル熊本県文化交流協会設立65周年記念、それと熊本県人ペルー移住120周年記念式典に、熊本県議会からも、議長、池田先生御参加いただいて、30時間を超える長時間のフライトで行っていただいて、本当にありがとうございました。

今回、先生方に副知事団長で私ども訪問団が参りましたけれども、特に高齢化がどうしても避けられない問題となっているものから、若手の方たちともお話し合いをしていただきました。

その中で、先生、リアルに会っていただくことはとても大事だっておっしゃっていただいて、彼らも我々も同じ思いでございますが、いかんせん時間がかかるというのがありますので、その中で、若者たちは、今の時代であるからZoomとかそういったオンラインでの接触をやるということも一つあるよなと。それでタイミングを合わせて、周年事業にかかわらず、先方からも、やはりブラジル、ペルーからも、若者たちは、熊本、自分たちのルーツを持っている地域に来たいという思いもございます。そのニーズを相談をしながら、実は、今後進め方というのをいろいろ模索していくターニングポイントに来ているのかなというふうに思っています。

そこで、1つ私たちが大事にしたいのは、これまでルーツとして大切に熊本との交流を深めてきていただいた既存の県人会の先輩方、非常に御高齢になってらっしゃって熱い思いをお持ちです。そこに若手の方たちもどういう形で県会のこの自分の大事なルーツをつないでいくのか、双方が熱い熊本への思いを持ってらっしゃるけれども、やり方にはやはり差がございます。

ですから、そこを穏やかに縮めながら、双

方のお考えを大切にしながら、この大事な南米との交流というものを継続する方法というのは、両方の思いを大切にということがこれから継続していくポイントかなと思っておりまして、リアルなところもやっていきたいんですけども、オンラインでというところも踏まえて継続性を大事にしてというところで、今後また進め方は相談させていただきながら方針を決めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○池田和貴委員 せっかく手を挙げて答えていただいたので、今回は、私たちも、ブラジルで、向こうの交流協会の皆さん方、若手の人たちで30代とか40代の方いらっしゃる。この方々というのは、もうなかなかその日本語もそんなに達者じゃないんですよ。三世とか四世になられる方で、一世、二世に比べると、やはり今までのそういったさきの世代の方からの話に賛同しながらついてきた人たちで、実際、自分たちはルーツは大切にしながらも、やっぱりその前の世代とは違うんですよ。そういう人たちをつなげていってすごく大事だなと思ってましたし、彼らも、その県人会の活動に参加をしながら、自分たちでいろんなことをやっぱり考えてきているというのがよく今回の視察で何度かあって、食事会もしながら、しっかりといろいろな時間もある程度かかりましたけれども、お互い盛り上がりながら将来のことを考えてきたので、そういうやる気のある若い人たちが先に進めるように、やはり工夫を凝らしながら、ぜひ、こちらのカウンターパートとしてやっていただきたいということを要望したいと思います。

以上です。

○吉田孝平委員長 御要望でよろしいですね。

○池田和貴委員 はい。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 先ほど、三輪部長から、TSMCの今の状況、また、今後のことで順調であるということで報告いただいて、すごく楽しみだなと思ってるんですけども、そういう中において、冊子が出てますよね。熊本何か水俣病どうたらという、何かちょっと冊子を今日見させていただいたんですけども、正しい情報なのか、正しくない情報なのかよく分かりませんが、水俣病経験者、熊本だから何かそういった間違いを起こしちゃいけないよねという、何かそういった冊子だったと思うんですけども、これは、不安をあおるのはいいんですけども、そういった間違った情報がもしあるとするならば、正しい情報をしっかりと県民に発信していくということが大事かなと。それこそ水俣病を経験した熊本の教訓だというふうに思いますので、そこは、もし問合せがあった場合、しっかりと答えに対応できる、そういった形で対応していただければなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

最近、送られてるのか配ってるのかよく分からないけど……（「水質のほう」と呼ぶ者あり）水質、何か環境的なものだったと思います。

○小原環境生活部長 今吉永委員が言われたのが、実際にどれをおっしゃってるのか分からないんですけども、確かに、おっしゃるとおり、TSMC、JASMの進出に伴いまして、環境方面でいろいろ事実でないようなことを喧伝、宣伝している人がいらっしゃるということとはございます。

我々、前回の委員会でも御報告させていただきましたけれども、台湾に実際行きました

て、現地のほうの会社、あるいは自治体、国等含めて確認した結果ということで御報告させていただきましたけれども、我々として、きちっとあの情報をまた分かりやすく今パンフレット等も作る準備を始めておりますし、あと動画等も今つくる準備を進めておりますので、その辺りできちっと県民の皆様には——あるいは、結構県外の方からのそういういろんな事実に基づかないような情報もございますので、正していけるようにしっかり頑張っていきたいと思っております。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長